

十勝総合振興局農業農村整備事業等環境情報協議会開催要領

第1 目的

農業農村整備事業の実施における環境との調和への配慮の客観性、透明性を確保し、事業の円滑な推進を図るためには、調査・計画及び計画変更の段階で、専門家、地域代表などから意見や情報を収集し、事業計画に反映することが必要であるため、十勝総合振興局農業農村整備事業等環境情報協議会（以下、協議会という。）を開催する。

第2 議題

協議会は、地域の自然環境に関する特性や事業地区における整備方針に関する次の事項について、意見交換、情報収集を行うものとする。

- (1) 田園環境整備マスタープラン又は農村環境計画と事業内容の整合
- (2) 環境に関する基本的な考え方
- (3) その他

第3 構成

外部構成員は、環境に関する専門家2名、農業関係者1名、一般市民代表等2名の5名を基本とし、内部構成員は、会議開催の都度十勝総合振興局産業振興部長（以下、「部長」という。）がこれを定める。

第4 運営

- (1) 協議会は、必要に応じて部長が招集し、開催する。
- (2) 協議会に座長を置き、調整課主幹（事業企画）がこれを行う。
- (3) 座長は、不在の場合などの都度、これを代行する者を指名することができる。
- (4) 部長が特に必要があると認めるときは、構成員以外の者に協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

第5 その他

- (1) 協議会の事務は、十勝総合振興局産業振興部調整課において行う。
- (2) この要領に定めるもののほか、「附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準」（平成10年3月30日制定）を適用し、その他必要な事項は、部長が定める。

附則

この要領は、平成28年6月16日から施行する。